

文章生成 AI 利用ガイドライン

令和6年7月 施行
令和7年4月 改定
総務局 DX 推進課

第 I 章 はじめに

1 目的

本ガイドラインは、本県が導入する文章生成 AI に関し、広島県情報セキュリティポリシー(以下「セキュリティポリシー」という。)を踏まえ、職員が利用する際に注意すべき基本的事項を定めたものです。

一般的に生成 AI は、業務の効率化や新しいアイデア出しなどに役立つ一方、情報漏えいや権利侵害、不正確な情報の発信等のリスクがあります。

利活用に当たっては、本ガイドラインの内容を十分に理解し、遵守してください。

また、実際に利用する生成 AI の利用条件についても確認の上、利用してください。

なお、本ガイドラインは、国や社会の動向等を踏まえ、必要に応じて見直します。

2 生成 AI の概要

(1) 生成 AI とは

生成 AI とは、指示した内容に対し、学習データから関連する情報を取り出し、新しい文章や画像、動画、音声などを生み出すことのできる技術です。

人間の作業やアイデア出しなどをサポートするツールとして活用が期待されており、人間の創造性を高め、生産性を向上させることが期待されています。

(2) 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、生成 AI に対してプロンプト¹(画像や音声等のデータを含む)を与え、文章を生成する「文章生成 AI(以下「当該 AI」という)」を対象としており、画像、動画、音声等の生成 AI は対象としません。

なお、画像、動画、音声等の生成 AI に係るガイドラインについては、今後の状況を踏まえ、検討していきます。

(3) 生成 AI に関係する当事者

生成 AI は、①開発、②提供、③利用の各場面において、開発事業者やサービス提供事業者(以下「事業者等」という。)、利用者が当事者として関係します。

当該 AI の利用に当たっても、これらの当事者の関係を十分理解してください。

¹ 利用者の入力、指示文のこと

第Ⅱ章 利用上の遵守事項

当該 AI は、入力されたプロンプトに対して、学習データから関連する情報を取り出し、新たな文章を生成するものであり、「注意が必要な情報であるか」「正確な情報であるか」などは、職員が判断する必要があります。

プロンプトの入力や生成物の利用に当たっては、個人情報等の取扱いや権利関係、情報の正確性等について、十分に確認してください。

1 プロンプト入力の際に注意すべき事項

プロンプト入力の際は、次の事項に注意してください。

(1) 「機密性3A 及び3B」に該当する情報は入力しない

情報漏えいのリスクがありますので、セキュリティポリシーの機密性分類区分²の「機密性3A 及び3B」に該当する情報は、入力しないでください。

【機密性分類区分】

機密性	内容
3A	秘密文書に相当するもの
3B	漏えい等が生じた際に、個人の権利利益の侵害の度合いが大きく、事務又は業務の規模や性質上、取扱いに非常に留意すべきもの
3C	機密性3B以上に相当する機密性は要しないが、基本的に公表することを前提としていないもので、業務の規模や性質上、取扱いに留意すべきもの
2	直ちに外部への公開を予定していないもの
1	上記のいずれにも該当しないもの

※ 個人情報(特定の個人を識別できる情報や表現を含むデータ(他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものを含む。))は絶対に入力しないでください。

(2) 権利侵害となる可能性のあるデータは入力しない

著作権や商標権など、他者が権利を有する知的財産は、権利を有する者から許可を得ている場合(特段の制限をせず、公開している場合を含む)を除き、入力しないでください。

また、他者が権利を有する知的財産に、類似する生成物が生成される可能性のあるプロンプトは、入力しないでください。

² 広島県情報セキュリティポリシー第2章 第3「2 情報資産の重要度分類」参照

2 生成物を利用する際に注意すべき事項

(1) 生成物の内容は、必ず根拠等を確認すること

当該 AI は、入力されたプロンプトに対して、学習データから関連する情報を取り出し、新たな文章を生成しますが、生成物には、権利侵害となる情報や誤った情報が含まれている可能性があります。

生成物の利用に当たっては、特に次のような観点から、「権利侵害となっていないか」「正確な情報であるか」などを十分に確認してください。

① 個人情報等が含まれていないか

プロンプトに個人情報等が含まれていなくても、当該 AI が学習データから個人情報等を取り出し、文章を生成する可能性があります。

② 誤った情報が含まれていないか

生成 AI は万能ではなく、誤った情報を生成する現象(ハルシネーション)や、差別や偏見などを含む内容を生成する可能性があります。

③ 既存の権利を侵害する可能性はないか

ア 著作権侵害

生成物について、既存の著作物との類似性、依拠性が認められる場合、それを利用することにより、著作権侵害に該当する可能性があります。

イ 著作権以外の知的財産権(商標権・意匠権等)侵害

生成物の内容によっては、その利用に当たり、商標権や意匠権などの知的財産権の侵害に該当する可能性があります。

④ 情報が古くないか

生成 AI は、サービスによって学習データの時点が異なり、学習データの時点以降の事実については、過去のデータに基づき生成する場合があります。

(2) 生成物の著作物性に留意すること

生成物が著作物として認められるためには、著作権法により判断されますが、生成 AI に関する明確な基準はなく、個々の生成物により判断されますので、生成に当たっては、プロンプトの内容や生成過程に注意してください。

(3) 当該 AI 事業者等による利用制限に留意すること

① 生成物の商用利用に当たって制限がないか

生成物を商用利用したい場合は、事業者等の利用規約による制限の有無の確認が必要です。ChatGPT の場合は、生成物の利用に制限がないことが利用規約に明記されています。

② 事業者等のポリシー上の制限に抵触しないか

事業者等によっては、独自の制限を設けていることがありますので、利用に際しては事業者等のポリシーを確認してください。ChatGPT の場合は、使用ポリシーにおいて、「許可なく法律実務を行うこと、または資格のある人が情報をレビ

ユーしないままに特定の法的助言を提供すること」などの目的での使用について、具体的禁止項目が定められています。

第Ⅲ章 利用上の責任

当該 AI は、入力されたプロンプトに対して、学習データから関連する情報を取り出し、新たな文章を生成するものであり、当該 AI に、判断は一切存在しないため、当該 AI に責任を負わせることはできません。

このため、業務において当該 AI を利用する場合は、全ての責任が県に帰属することを認識し、本ガイドラインを遵守し、内容や表現を十分確認の上、各所属の判断において適切に利用してください。